

(案)

公立大学法人県立広島大学理事長候補者の選考について(公示)

公立大学法人県立広島大学理事長選考会議議長(県立広島大学)
公立大学法人県立広島大学理事長選考会議議長(広島県立大学)

平成25年3月31日をもって現理事長の任期が満了することから、このたび、理事長選考会議(県立広島大学、広島県立大学)は、次により理事長候補者の選考を行うこととしましたので、公示します。

1 理事長候補者の選考の対象となる者(以下「選考対象者」という。)の推薦

(1) 選考対象者を推薦できる者

経営審議会又は教育研究審議会の委員(理事長選考会議の委員を除く。以下「審議会委員」という。)は、理事長選考会議に対し選考対象者を推薦することができます。

公立大学法人県立広島大学職員就業規則第2条に規定する職員(理事長選考会議の委員である職員を除く。)は、15名以上の連署により、理事長選考会議に対し選考対象者を推薦することができます。なお、推薦者名簿への署名は、この公示の後、行うことができます。

(注)ここで「職員」とは、公立大学法人県立広島大学に勤務する常勤の教員及び事務職員をいいます。

(2) 推薦に必要な書類

公立大学法人県立広島大学理事長選考規程施行細則(以下「施行細則」という。)に定める別紙様式1の「推薦書」又は別紙様式2の1の「推薦書」及び別紙様式2の2の「推薦者名簿」

別紙様式1及び別紙様式2-1については、公表されます。

施行細則に定める別紙様式3の「同意書」

(3) 推薦受付の期間

平成24年9月24日(月)～平成24年10月5日(金)(土曜日及び日曜日を除く)

受付時間 9:00～17:00

郵送等により提出する場合は、平成24年10月5日(金)17:00 必着

(4) 書類の提出先

公立大学法人県立広島大学経営企画室

2 選考対象者として推薦された者(以下「被推薦者」という。)による書類の提出

(1) 被推薦者が提出すべき書類

施行細則に定める別紙様式4の「所信表明書」

施行細則に定める別紙様式5の「履歴書」

、とも提出された書類については、公表されます。

(2) 書類受付の期間

平成24年10月15日(月)～平成24年10月19日(金)

受付時間 9:00～17:00

郵送等により提出する場合は、平成24年10月19日(金)17:00 必着

(3) 書類の提出先

公立大学法人県立広島大学経営企画室

3 理事長候補者の選考に係る意見の提出

審議会委員(選考対象者の推薦者となった者を除く。)は、理事長選考会議の求めに応じて、施行細則に定める別紙様式7「意見書」により意見を提出することができます。

4 理事長候補者の選考

必要書類が提出された後、理事長選考会議において書類による審査の後、必要に応じ面接により審査し、最終的に1人を理事長候補者として選考します。

面接記録については、公表されます。

面接出席のための旅費については、支給します。

公立大学法人県立広島大学理事長選考会議規程、公立大学法人県立広島大学理事長選考規程、公立大学法人県立広島大学理事長選考規程施行細則を参照してください。